

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、あべ委員から遅れる旨の届出があります。１０分程度と伺っておりますけど、よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和７年第１回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第４４号、議案第４６号、議案第５２号、議案第５３号、議案第６１号、議案第６３号、議案第６４号、議案第８３号、議案第８４号及び議案第９６号の以上１０件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第４４号、令和７年度旭川市一般会計予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、経済部全体の事業費は、５款労働費の一部と７款商工費の一部を合わせまして、総額６９億８千９８８万７千円で、対前年比９％の減となっております。総事業費は４９事業ございますが、そのうち新規拡充要素のある６事業について、概要を説明させていただきます。

令和７年度予算臨時事業費説明資料を御覧ください。初めに、５７ページです。７款１項１目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費６０億３千５４２万５千円です。物価高騰などの影響を受ける事業者向けの支援といたしまして、引き続き災害・景気対策融資を行うほか、事業環境の変化に対応する事業者への資金繰り支援として、バリューアップサポート資金を新設するものでございます。

続きまして、５９ページ、７款１項２目工業振興費、大阪関西万博共創パートナー事業費１千万円です。万博内で５月２８日から５日間開催される、地方創生ＳＤＧｓフェスに本市もブース出展をいたしまして、地域材と旭川家具、デザインの取組などを紹介する展示やワークショップなどを行い、本市の魅力を発信するものでございます。

続きまして、６０ページ、第２８回全国菓子大博覧会・北海道開催負担金２千万円です。本年５月３０日から６月１５日までの１７日間、北海道では５７年ぶりとなる第２８回全国菓子大博覧会が開催されます。実行委員会の一員といたしまして、会場経費の一部を支援するものでございます。

続きまして、６０ページ、スタートアップ伴走支援費２千６７万２千円です。起業への興味を醸成するため、大学生や高校生を対象に起業を体験するプログラムを新たに実施するほか、中高生向けに、市政アドバイザーの岸先生や慶應大学大学院と連携したワークショップの継続開催や、起業家を支援する施設であるＥＺＯＨＵＢ ＴＯＫＹＯとの連携によるマッチング支援も新たに実施するものでございます。

続きまして、６１ページ、７款１項３目企業誘致費、企業誘致地域活力創生費１千６３４万６千円です。動物園通り産業団地を中心とした本市への企業立地は順調に売却が進んでおりますが、ＧＸ、ＤＸ関連産業を含む多様な企業の誘致をさらに推進するため、企業ニーズの調査などを実施するものでございます。

続きまして、６１ページ、ＢＣＰ連携推進費８０万９千円です。地震等の大規模災害が少ない本

市の優位性を生かすため、昨年１０月にものづくりの業界団体や金融機関等とともに、ＢＣＰ連携のまち・あさひかわを表明したところでございますが、連携企業の掘り起こしと市内企業とのマッチングを行うため、意向調査や情報発信に取り組むものでございます。

続きまして、議案第４６号、令和７年度旭川市動物園事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。同じく、臨時事業費説明資料の６２ページを御覧ください。動物園事業特別会計の予算総額は前年比１３６．２％の２６億７０３万円となっております。令和７年度の入園者数を１４０万人と見込みまして、動物園の魅力の向上と施設のさらなる充実を図るよう事業予算を組み立てたところでございます。

主な事業の概要ですが、事業内容の２段目、施設整備費５億７千６０３万円です。マヌルネコ舎の増設や遊具設置など、工事請負費に合計３億５千２５０万円を計上したほか、もうじゅう館等の日よけ設置や、動物の寝室シュートの取替えなどの修繕費に、合計１億５千８３６万１千円を計上しております。また、動物園の脱炭素化に向け、省エネ・再エネ設備の設計などで合計４千７７０万５千円の委託料を計上しております。

次に、歳入でございます。歳出と同額となっておりますが、主な項目といたしましては、１款事業収入の入園料といたしまして、前年比１０９．６％の９億６千３４８万円、５款寄附金が前年比１５５％の６億９千６３５万３千円、６款繰入金が一般会計繰入金といたしまして前年比９１．７％の２億８千５９１万９千円、基金繰入金といたしまして前年比２７９．５％の５億９千９万４千円で、合計では前年比１６７．６％の８億７千６０１万３千円となっております。

以上が、動物園の特別会計でございます。

続きまして、議案第８３号、旭川市工場立地法準則条例の制定について御説明いたします。旭川市議会議案を御覧ください。この条例は工場立地法に規定される工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、立地企業の積極的な設備投資を促進し、生産性の向上を図るとともに、新たな企業が立地しやすい環境を整備することを目的に制定するものでございます。この条例は令和７年４月１日からの施行を予定しております。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 議案第４４号の令和７年度旭川市一般会計予算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の予算概要について御説明いたします。観光スポーツ部所管分の予算につきましては、７款商工費、８款土木費及び１０款教育費のそれぞれに計上されており、総額１４億６千８０５万３千円で、前年度当初予算と比較してマイナス３億７４３万８千円、率にして１７．３％の減となっております。部の総事業数は２８事業となっておりますが、重点事業を中心に、主な事業の概要について御説明申し上げます。

初めに、令和７年度予算臨時事業費説明資料の６３ページを御覧ください。７款１項４目観光費、上から３段目、観光プロモーション推進費１千２２３万６千円でございます。この事業は観光入込客数及び観光客宿泊数の増加を図るため、他自治体とも連携しながら、本市の知名度の向上及びイメージアップに資する観光客誘致活動を実施するものであります。

次に、６４ページを御覧ください。同じく、７款１項４目観光費の最下段、宿泊税導入準備費１２万６千円でございます。令和８年度からの宿泊税の導入に向け、総務省との調整を行うものであ

ります。

次に、65ページを御覧ください。8款5項3目緑地公園費の1段目、東光スポーツ公園整備費4千302万8千円でございます。この事業は市民のスポーツ活動の充実を図り、緑豊かで魅力ある都市空間を形成するため、東光スポーツ公園の整備を行うものであります。令和7年度は、花咲スポーツ公園新アリーナとの役割分担を踏まえ、市民利用や大会開催等に適した現総合体育館の後継施設となる複合体育施設の整備に向け、施設の設計条件の整理と実施設計などを行うものであります。

次に、66ページを御覧ください。10款6項1目保健体育総務費、上から1段目の通年生涯スポーツ振興費1千518万4千円でございます。この事業は、市民が主体的にスポーツに取り組む環境づくりを推進するため、年間を通して市民のライフスタイルに合ったスポーツイベントなどを実施するものであります。令和7年度は、部活動地域移行実証事業やけんスポ！事業を予定しております。

同じく66ページ、10款6項1目保健体育総務費の2段目、花咲スポーツ公園再整備費4千548万4千円でございます。この事業は市民のスポーツ活動の充実を図り、地域のにぎわいづくりや新たな価値の創出を目指し、花咲スポーツ公園の再整備を行うものであります。令和7年度は、花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定を行うとともに、新アリーナ整備事業の官民連携手法による実施に向けて、整備手法の選定及び事業者選定に係る支援業務等を実施するものでございます。

以上が、観光スポーツ部所管の令和7年度一般会計予算に係る主な事業でございます。よろしくお願いいたします。

○林農政部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、農政部所管分について御説明いたします。

初めに、資料はございませんが、農政部の令和7年度事業費総額は18億7千523万8千円で、前年度比較、1億7千970万1千円、率にして10.6%の増となっております。それでは、主な事業について臨時事業費説明資料に基づいて説明をいたします。

まず、67ページを御覧ください。6款1項2目農業振興費の2段目にありますが、新規就農確保・育成対策費818万3千円は、農業研修生の受入れに係る体制の構築、経営発展に係る補助など、新規就農者の受入れから経営安定化まで一貫した支援を行い、就農希望者を確保するとともに地域農業を牽引する競争力の高い経営体を育成しようとするものであります。

続いて、その下の段、担い手確保・育成バックアップ対策費223万円は、多様な農業経営の発展を推進するため、経営者としての資質向上を目指す農業青年団体への支援や、農村女性団体が企画する研修会等へ補助するとともに、生産現場で不足する労働力の確保に向け、農福連携に取り組む農業者を支援してまいります。

次に、69ページになります。3段目、農産物等流通拡大支援費2千133万円は、農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農畜産物の商品開発等に係る支援や農産物のPRを行うほか、新年度は、昨年から始めた全国の子ども食堂やひとり親世帯などに旭川産米を配布する、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業をガバメントクラウドファンディングによる寄附金を財源として規模を拡大し実施してまいります。

次に、その下になります。高付加価値農産物流通拡大事業費1千921万円は、有機農業などに

よる付加価値の高い農産物を中心に効果的なPR活動を実施することで、農産物の高付加価値化に向けた取組を進めていくものであります。新年度は、有機農業に取り組む生産者の資機材の導入を支援するほか、市内全小中学校の給食において有機米を1食分提供するとともに、1歳6か月の健診時において有機米を贈呈いたします。

次に、70ページ、2段目になりますが、強い園芸産地づくり支援費1千510万4千円です。こちら、園芸作物の生産体制を整え、産地としての維持発展を図るため、高収益作物の生産拡大に資する機械や暑熱対策の資材の導入を支援してまいります。

次に、その下になりますが、スマート農業・省力化技術導入支援費2千910万4千円は、物価高騰や担い手の減少・高齢化等による労働力不足などに対応するため、GPSガイダンス・自動操舵システムと水管理システムの導入を支援し、作業の省力化、効率化による経営規模の拡大や農業者の所得向上を図ろうとするものであります。

続いて、同じページですが5段目、省力化資材導入支援費276万7千円は、農業労働力の減少と資材価格の高騰に対応するため、水稻育苗時の水やりや温度管理が省力化できるシルバーシートなどの資材の導入を支援するものであります。

続いて71ページ、1番上ですが、農業センター費、農業担い手研修育成費28万4千円は、新規就農希望者や新規園芸参入者に対し、引き続き近隣町と連携して技術研修を行うとともに、新たに農業センター圃場での実践研修を加えるなど、次世代を担う農業者の育成確保のための取組を行うものであります。

次に、同じページの3段目ですが、土づくり対策支援費704万8千円は、環境負荷の低減、生産性の維持及び健全な土づくりの推進を図るため、土壌分析診断を行うとともに、適正施肥や栽培技術などの土づくりに関する巡回指導、あるいは相談対応等を行うものであります。

次に、同じページですが1番下になります。生産基盤改善促進費900万円です。暗渠排水、除れき、区画整理に対する助成の実施により、生産性の低い農地の改善を図り、耕作放棄地の発生を防止し、将来に持続する生産性の高い営農体制づくりを進めようとするものであります。

最後になりますが、74ページ、1番下になります。2項1目、林業担い手確保・育成支援費2千598万8千円は、林業機械や個人装備品の導入支援等により林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、北海道立北の森づくり専門学院のPR支援などを行い、林業の担い手の確保・育成を図ろうとするものであります。

以上、農政部所管に係る一般会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**岡田建築部長** 令和7年第1回定例会提出議案のうち、建築部所管分について御説明いたします。

初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算について、建築部所管分の主な事業の概要を令和7年度予算臨時事業費説明資料で御説明いたします。

77ページを御覧ください。8款1項2目建築総務費であります。初めに、住宅改修促進費は、既存住宅の省エネルギー化や適切な維持のため、改修工事に要する費用の一部を補助するもので、省エネルギー型は1件当たり上限10万円で150件、維持保全型は1件当たり一律5万円で300件の補助を予定しており、3千266万8千円を計上しております。

次に、地域材活用住宅建設促進費でございます。これは、地域材を使用した高い省エネ性能を有

する住宅を取得した場合に、その費用の一部を補助するもので、21件の補助を予定しており、7千680万6千円を計上しております。令和7年度は旭川産材の使用を補助の要件とし、その使用量に応じた額に、子育て世帯または2世帯住宅の場合は加算することにより、最大500万円を補助するものでございます。

次に、住宅雪対策費でございます。これは、敷地内の雪処理を円滑化するため、融雪施設を設置する場合にその費用の一部を補助するもので、1件当たり上限10万円で300件の補助を予定しております。予算額は3千14万8千円を計上しております。

続いて、8款1項3目建築指導費でございます。建築物耐震改修等促進費は、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化と、民間建築物のアスベスト対策を促進するため、耐震診断や耐震改修及びアスベストの含有調査や除去等の費用の一部を補助するもので、286万1千円を計上しております。

次に、78ページを御覧ください。空家等総合対策費は、適切に管理されていない空き家等に関わる問題の解決や予防のため、除却費用の一部補助や緊急安全措置のほか、所有者がいない場合の相続財産清算人の選任申立てなどを行うもので、672万4千円を計上しております。また、令和7年度は旭川市空家等対策計画の見直しに向けまして、その基礎資料とするための空き家等実態調査を実施する予定でございます。

続いて、8款6項2目市営住宅建設改修費の市営住宅整備費でございます。これは主に第2豊岡団地を整備するため、新3号棟の新築工事や新2号棟の外構整備工事を行うもので、9億3千706万5千円を計上しております。

最後に、市営住宅改修費でございます。これは、忠和団地の内部改修工事や自動消火装置の更新業務委託などを実施するものもので、3億3千847万2千円を計上しております。

以上が、建築部の令和7年度予算の主な事業概要でございます。

続きまして、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

本件は、刑法の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、旭川市屋外広告物条例につきまして、懲役の文言を拘禁刑に改めようとするものであり、施行日は刑法等の一部を改正する法律の施行日に合わせ、本年6月1日を予定しております。

建築部所管の議案については、以上であります。よろしくお願いいたします。

○富岡土木部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、土木部所管分につきまして御説明いたします。

一般会計予算書の4ページ、5ページを御覧いただきたいと思います。土木部所管分といたしまして、8款土木費の一部と11款災害復旧費の一部を合わせまして、経常費9事業で67億2千514万6千円、臨時費25事業で60億7千767万7千円、合わせて128億282万3千円を計上させていただいており、令和6年度当初予算と比較しますと4億3千837万7千円、率にして3.5%の増となっております。それでは、主な事業の概要につきまして御説明いたします。臨時事業費説明資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、79ページになります。8款2項1目道路橋りょう総務費の人や街にやさしいあかり環境推進費6千858万9千円でございます。これは町内会が夜間の交通安全や防犯のため設置して

いる街路灯について、設置費及び電気料金の一部を補助するものでございます。

続きまして、８０ページ、８款２項３目道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう整備費１４億６千４１１万５千円でございます。これは、拠点機能を支える安全で快適な道路交通網の充実を図るため、道路整備や橋りょうの修繕を行うほか、道の駅の設置可能性に関する調査委託を実施するものでございます。

次に、その下でございます、道路側溝整備費３０億円でございます。これは、生活道路の整備や幹線道路等の舗装の修繕などに関する事業であり、令和７年度は、延長約１３キロメートルの整備を予定しているところでございます。

次に、その二つ下でございます、道路照明ＬＥＤ化事業費１億４千８８０万円でございます。こちらは、新規事業となりますが、環境並びに財政の負荷低減を図るため、一条通など幹線道路の照明灯のＬＥＤ化を進めるものでございます。

続きまして、８１ページ、８款３項１目河川整備費の河川整備費１億２千万円でございます。これは洪水被害を防止し、安全で安心な生活環境を確保するため、雨紛一号川など、普通河川の護岸整備や河道しゅんせつなどを実施するものでございます。

続きまして、８款５項２目街路事業費の都市計画道路整備費７３０万円でございます。これは都市内の幹線道路網の体系的整備を進めるため、永山東光線及び大雪通について、永久境界標埋設業務等を実施するものでございます。

続きまして、８款５項３目緑地公園費の都市計画公園整備費５億５千８１０万円でございます。これは、誰もが安全に安心して公園を利用できるよう、老朽化した施設の長寿命化やバリアフリー化を行うものでございます。

最後に、８２ページ、１１款２項１目公共施設災害復旧費の土木災害復旧費５千３０万円でございます。これは、大雨などの災害が発生し土木施設が被災した場合において、国に対し、復旧費用を申請するための調査費などを計上するものでございます。

以上が、令和７年度一般会計予算に係る主な事業の内容となります。

続きまして、議案第８４号、旭川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用条項を改めようとするものでございます。施行日については、改正後の政令施行年月日に合わせ、令和７年６月１日を予定しております。

続きまして、議案第９６号、市道路線の認定につきまして、提案理由を御説明いたします。

市道の認定につきましては、開発行為による帰属や道路用地の取得等により、６路線、０．４８キロメートルを新たに認定しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○幾原上下水道部長 令和７年第１回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明いたします。

初めに、令和７年度予算についてでございます。水道局予算概要に基づき、御説明いたします。

まず、議案第５２号、令和７年度旭川市水道事業会計予算についてでございます。資料の１ペー

ジを御覧ください。資料左上の業務予定量につきましては、（１）の給水戸数が１７万１千３００戸、（２）の年間総給水量が３千１９４万９００立方メートルと見込んでおります。

次に、表の上段にあります収益的収支でございますが、水道事業収益は６８億７千２９６万６千円で、前年度より３４万６千円の減となっております。これにつきましては、負担金が増加する一方で給水収益が減少したことなどによるものでございます。水道事業費用は６２億８千３８８万１千円で前年度より１億３千５８２万２千円の増となっております。これは、主に取水費が減少する一方で、浄水費、職員給与費、減価償却費が増加したことなどによるものでございます。

次に、表の下段にあります資本的収支でございますが、資本的収入は３３億４千２７８万１千円で、前年度より１億４２５万３千円の増となっております。これは、主に建設改良費が増となったことに伴いまして、企業債、国庫補助金が増したことなどによるものでございます。資本的支出は７０億１千５７０万３千円で、前年度より１億２千１１９万１千円の増となっております。これにつきましては、施設整備費が増となったことなどによるものでございます。

以上が、水道事業会計予算の概要でございます。

次に、議案第５３号、令和７年度旭川市下水道事業会計予算についてでございます。資料の２ページを御覧ください。資料左上の業務予定量につきましては、（１）の排水戸数が１６万５千９００戸、（２）の年間総処理水量が４千８７０万７千６００立方メートルと見込んでおります。

次に、表の上段にあります収益的収支でございますが、下水道事業収益は９４億２千７２１万１千円で前年度より９千５３７万７千円の減となっております。これは、下水道使用料、長期前受金戻入が減となったことなどによるものでございます。下水道事業費用は９１億９千３２６万６千円で、前年度より１億９千２０２万１千円の減となっております。これは主に、処理場費、職員給与費が増となる一方で、資産減耗費、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税が減となったことなどによるものでございます。

次に、表の下段にあります資本的収支でございますが、資本的収入は４０億８千２２６万５千円で、前年度より１４億８４４万９千円の増となっております。これにつきましては、主に建設改良費が増となったことに伴いまして、企業債、国庫補助金が増となったことなどによるものでございます。資本的支出は６５億１千５２１万８千円で、前年度より１１億９千１８万円の増となっております。これにつきましては、施設整備費が増となったことなどによるものでございます。

以上が、新年度予算の概要でございます。

次に、水道局の所管に関わる条例の制定について、御説明いたします。

まず、議案第６１号の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、旭川市企業職員の給与を国家公務員に準じて改定することなどについて定めようとするものでございます。

次に、議案第６３号の旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定により、水道法施行令等の一部が改正され、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が見直されたことから、それらに準じて本市の資格要件を改めようとするものでございます。

次に、議案第６４号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の

うち、水道局の所管に関わるものについて御説明いたします。刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑罰の種類のうち、懲役と禁錮が拘禁刑として一本化されることから、旭川市排水工事指定条例第18条第1号中の禁固を拘禁刑に改めようとするものでございます。

以上が、水道局の所管に係る議案でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

令和7年第1回定例会提出議案に関わる事項であります、旭川市宿泊税条例の制定について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定について、民生常任委員会所管ではございますが、関連がありますことから御報告申し上げます。

この条例は、旭川市観光振興条例で掲げる、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する必要な経費に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課するものとなっております。施行日につきましては、総務大臣の同意を得た後、規則により定めることとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、3、除排雪作業における事故の発生状況についてを議題といたします。

この件につきまして、高見委員から発言の申出を受けております。それでは、御発言願います。

○高見委員 私の都合によりまして今日の委員会日程になりましたこと、ありがとうございました。

今年の除排雪に関してでありますけれども、令和6年の暮れには例年並みの降雪量、積雪量だったのかなと思っております。そんな中で、年明け後には本日まで、一部、今日、吹雪模様になりましたけれども、降雪量、積雪量が、私も過去に記憶にないぐらいの少なさという状況の中で、今回、除雪業務に関わる人身事故について、死亡事故が起きたということで大変私自身もショッキングでありまして、亡くなられた方におかれましては、心から御冥福をお祈りする次第であります。

それで、この除雪業務に関わる人身事故は去る、1月29日水曜日、午後2時30分頃、市道の神楽岡12条8・9丁目間の1号線で事故が発生いたしまして、この事故状況、発生内容は、前回の委員会である程度報告を受けましたけれども、その後、新たな事実が判明したのか、お伺いしたいと思います。

○石持土木事業所長 事故の原因につきましては、現在、警察による捜査が継続中であり、前回の本委員会での報告後に新たに判明した事実はございません。

○高見委員 現在も事故の内容を調査中ということで、その部分もあつて報告できない、事実が判

明してないということでもあります。

それで被害者は、郵便局員の49歳、男性、バイクで郵便配送中に被害を受けたということで、一方、事故を起こした除雪車オペレーターは、男性の55歳ということでもありますけれども、除雪業務に関わる、この方の勤務経験は何年になるのかお聞かせください。

○石持土木事業所長 当該オペレーターの除雪に係る業務経験年数は25年であり、このうち、除雪機械の運転経験年数は20年と伺っております。

○高見委員 除雪機械の運転経験年数は20年ということで、本当に事業所においても、ベテランの域に達していると言えるんじゃないかなと思うわけであります。

今回、事業体で働いているオペレーターの方が死亡事故を起こしてしまったということでもあります。この死亡等の人身事故における、事業体への措置はどのような対応となるのか、その点をお聞かせください。

○石持土木事業所長 除雪業務において死亡等の人身事故が生じた場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき、措置等の対応をすることとなります。

安全管理措置が不適切であったことにより、公衆に死亡者もしくは負傷者が生じたと認められる場合、関係法令やその重大度などを鑑み、当該認定をした日から1か月以上6か月以内の期間、指名停止措置を行うこととなっております。

また、除雪業務は共同企業体で発注しておりますが、事故を起こした有責構成員が特定されるため、この構成員を対象として指名停止等の措置がなされることとなります。

○高見委員 今後の措置ということでの対応をお聞きしましたがけれども、一定期間、指名停止等の措置がなされるということでもあります。この除排雪においては、特に近年、重機類の老朽化やオペレーター不足、そういった部分が懸念されている中で、こうした除排雪に従事している事業体が指名停止をされるということは会社も大きな痛手ですし、本市においても、非常に困る部分があるのかなというふうに私自身も感じている次第であります。

それで、今回の死亡事故に至ったときは、この除雪車の後方に誘導員または補助員なる方はいたのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○石持土木事業所長 事故発生時の状況について、詳細は捜査中になりますが、作業員からの聞き取りによると、作業路線の起終点には交通誘導警備員を配置しておりましたが、当該除雪グレーダーの後方には警備員や補助員は配置しておりませんでした。

○高見委員 捜査中ではありながら、当事者に聞き取りをしたところ、事故を起こした除雪グレーダーの後方には警備員や補助員等は配置していなかったということは、確認されているということだと思うんです。もし、この事故を起こした除雪車に補助員や誘導員がいたならばってたればの話になりますけれども、やはり、死亡事故まで至らなかったんじゃないかと、私自身も残念に思うわけであります。

そこで、先般の委員会で、資料の中に再発防止に向けた取組、それぞれ3項目が挙げられていたんですけれども、その中の一つで、市内4地区、以前は9地区あったと思うんですけど、今4地区にまとめられているということなんですけど、4地区の総合除雪維持業務受託者において緊急安全大会を実施したとありますけれども、いつ、どのような内容だったのか、お示しをしていただきたいと思います。

○石持土木事業所長 緊急安全大会は、再発防止のため、市から市内4地区の総合除雪維持業務受託者に開催を指示し、2月4日から6日にかけて各受託者において実施をしております。

内容といたしましては、各地区の除雪業務に携わるオペレーターなど合計322名が出席し、道路交通法等関係法令の遵守のほか、作業時の安全確認や業務従事者の健康状況の確認など、安全対策として留意すべき事項について、警察署員や除雪企業職員、土木事業所職員による講話を行い、除排雪作業の安全管理について再確認を行ったところです。

○高見委員 それぞれ4地区において、3日間かけてオペレーター、事業体関係者を含めて300人以上の方が参加され、今回の死亡に至った本当に痛ましい事故ということで、安全対策、緊急的な会議も開いたということで、本当に大事なことだと思っております。

そこで、ちょっと違った視点でお伺いしますけれども、以前は旭川市が除排雪業務を全部やっていたと思うんですけれども、全て民間委託に移行したのはいつだったのか、その点をちょっとお聞かせください。

○石持土木事業所長 除排雪業務の民間委託への移行につきましては、平成11年度から直営による除排雪作業を一部残してはいましたが、除雪共同企業体が除雪センターを設置し、地区内の道路状況を把握しながら、除雪や排雪など作業全般を行う地域総合除雪体制に移行し、平成16年度からは直営を廃止し、全て民間委託による除排雪を実施しております。

○高見委員 市から民間委託へ移行した経緯をお聞かせいただきまして、完全に移行したのは、市の直営を廃止したのは平成16年度からということであります。

前回の委員会のときに、過去20年近くの人身事故に関わる資料を提出していただきたいということで、今回用意をしていただいております。そして、この資料では平成11年度以前も当然事故はあったと思うんですけれども、平成11年度以降の資料ということで、それ以前の人身事故に関わる記録っていうのは、存在しているのかどうか含めて、お聞きしたいと思います。

○石持土木事業所長 平成10年度以前の人身事故を記録している資料というものについては、残っておりません。

○高見委員 平成10年度以前の人身事故を記録している資料は残っていないということなんですけれども、どうして残っていないのかちょっと理解に苦しむところであるんですよね。こうした人身事故を含めて、いろんな経験値から反省すべき点を含めて、注意すべき点というのは、やっぱり過去の事例から、大きな資料、材料というふうにも思うわけであります。

その点はあえて追及はいたしませんけれども、最後の質問といたしまして、指摘も含めてでありますけれども、この資料にあるように、平成15年度の冬期間では2件もの死亡事故が発生しております。事故原因の多くが、書いてありますけど、後方並びに側方確認不足であります。現在の作業重機類にはバックギアに入れた際、大きくブザーが鳴るシステムは標準装備されていると思いますが、最近の自家用車や営業車等では、ドライブレコーダーも普及している中、今回のような事故防止のための、ドライブレコーダーではなく後方あるいは側方カメラ設置による画面確認システム、いわゆるバックモニターの義務化の必要性並びに先ほど申し上げました誘導員の配置を含めて、そういったものの必要性、義務化を強く感じておりますけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長 除排雪に関わる安全対策として、委員から御指摘ございました、除

雪機械への後方カメラ設置など具体的な機器の設置につきましては、除雪業務における旭川市業務委託標準仕様書には特に定めておらず、各除雪企業に委ねているところでございます。その中で、除雪機械の中で特に死角が多く、事故の対象車両であります除雪グレーダーの後方カメラの設置状況につきましては、本市所有の対応車両は全12台に装着しており、除雪企業所有車両は、登録台数53台のうち10台が装着しており、率にして約2割となっております。なお、事故を起こした除雪グレーダーには後方カメラは装着されておりました。

このたびの事故を受けまして、まずは、交通誘導員の適正な配置や必要に応じたバリケードの設置などによる安全管理の徹底を図っておりますが、より安全な作業を行うためには、後方、側方カメラやセンサーなどの機器の設置は有効な手段であり、特に経験の少ないオペレーターの作業を補完する上では有効な手段だというふうに認識しております。機器の設置には費用などの課題はありますが、二度とこのような事故を発生させないよう、あらゆる取組につきまして、旭川除排雪業者ネットワーク協議会とも協議をしながら検討を進め、再発防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

○高見委員 最後の質問ということで御答弁をいただきましたけれども、除雪車におけるバックモニターシステムは全体の2割ということで、まして事故を起こした除雪車には当然設置もなかったということであります。先ほどからも言うておりますように、誘導員の配置あるいはこのバックモニターがあれば、本当に防げた事故ではなかったのかなというふうに残念に思うわけであります。

資料にありますように、平成15年度以来20年近くこういった死亡事故についてはなかったわけであります。そんな中で、今後において今回の教訓を生かしながら、死亡事故あるいは人身における重軽傷事故はないような形でぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

今回の資料は人身事故による資料ですけれども、当然除排雪の中では器物破損等もかなり多くあると思うんです。信号機であるとか標識であるとかガードレールであるとか、そういったことを含めて、少しでも事故を防ぐということも、やはり中心に、念頭に置き、事業体と協力しながら取り組んでいただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。ありがとうございました。

○菅原委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午後3時52分